

# 窓口キャッシュレス決済導入業務仕様書

## 1. 件 名

窓口キャッシュレス決済導入業務

## 2. 導入場所

山口県柳井市南町一丁目 10 番 2 号  
柳井市役所 1 階 市民生活課・税務課

## 3. 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

(令和 8 年 3 月 2 日から稼働、保守運用開始予定)

## 4. 業務内容

主な業務内容は以下のとおりとする。

### (1) キャッシュレス決済端末の導入

(ア) 本件で導入する POS レジと連動可能なキャッシュレス決済端末の導入

※POS レジとキャッシュレス決済端末一体型であること

※インターネット回線は、本市にて別途準備する

(イ) キャッシュレス決済端末のセットアップ

(ウ) 運用業務に必要なマニュアルの提供

(エ) 運用、機器保守の実施

(オ) その他、本業務に必要なもの

### (2) POS レジ機器または POS システム（以下、POS レジという）及び周辺機器の導入

(ア) キャッシュレス決済端末にインストール可能な POS レジシステムの導入

(イ) POS レジ等のセットアップ

(ウ) POS レジ等の操作研修の実施

(エ) 運用業務に必要なマニュアルの提供

(オ) 運用、機器保守の実施

(カ) 決済データ等を管理、集計するクラウドサービスの提供

(キ) 地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定するキャッシュレス決済に係る指定納付業務

(ク) その他、本業務に必要なもの

## 5. 機器構成

市民生活課、税務課の窓口に、それぞれ下記の構成、機能からなる機器計二式の導入を想定している。

- (1) POS レジ
- (2) キャッシュレス決済端末
- (3) レシートプリンタ
- (4) 自動釣銭機
- (5) アクセスポイント

## 6. 機器の要件

### (1) POS レジ

- ア POS（売上時点情報管理）システムを有し、各種集計、データの蓄積機能を備えていること。また、売上情報のデータベース化やこれらの情報を機械的に処理する機能を有すること（クラウド型集計システムでの対応も可とする）。
- イ キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。
- ウ キャッシュレス決済端末と一体型であり、POS レジとキャッシュレス端末とで金額の二度打ちが発生しないこと。
- エ 窓口で取り扱う種目（手続き名、料金等）を 50 件以上登録が可能であること。また、登録内容の追加・変更などを容易に変更することが可能であること。
- オ 現金及びキャッシュレス決済の誤り等発生時に取消処理が容易に行えること。
- カ クラウド型集計システムと連動可能であること。  
機器設置所属は所属の窓口での収納情報をそれぞれ付与されたアカウントによりオンラインで容易に集計、分析管理できる機能を有すること。
- キ 各種データは、手続ごとに業務中又は業務終了後に簡単な操作で集計する機能を有すること。集計データは CSV 形式で隨時ダウンロードすることが可能であること。また、Excel 形式でも出力できることが望ましい。
- ク 決済後の訂正を行うレジマイナス機能を有しており、その内容が集計等に反映されること。
- ケ 通信、回線、システム障害等が原因でオフライン状態となった場合にも、現金会計が可能で、かつレジ端末内等にデータが蓄積され復旧後にクラウド等にデータ送信が行えること。
- コ データセンターは国内拠点であること。また、2 拠点以上あること。

### (2) キャッシュレス決済端末

- ア 下記の決済サービスは必須とし、その他の決済サービスブランド及び納付事務に係る決済手数料率については提案によるものとする。また、各種決済サー

ビスの開始時期については、POS レジ等の運用開始に合わせることが望ましいが、サービス開始の準備が整ったブランドから順次開始していくことも可とする。また、コード決済はキャッシュレス決済端末で対応可能であること。

クレジットカード	VISA、JCB、MasterCard	3 種類以上
電子マネー	ICOCA、PASMO、nanaco、WAON、楽天 Edy	5 種類以上
コード決済	PayPay、楽天ペイ、d 払い、auPAY	4 種類以上

- イ POS レジと一体であること。
- ウ クラウド型集計システムと連動可能であること。
- エ PCI DSS の現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。
- オ 認証時等におけるカード情報や暗証番号の通信は暗号化される仕組みであること。
- カ 職員操作ディスプレイは、タッチパネル操作ができること。
- キ クレジットカード用の PIN コードを利用者自身で入力可能であること。
- ク 職員操作ディスプレイ (7 inch 以上) と利用者操作ディスプレイ (4 inch 以上) は分離していること。

#### (3) レシートプリンタ

- ア 現金及びキャッシュレス決済完了後、手続名、合計金額及び決済手段 (決済ブランド) の分かるレシートの発行ができる。レシートの印字例は企画提案書により提案すること。
- イ レシート発行の際、納付方法により「領収書」と「利用明細」の変更、担当者変更による収納者名変更が可能などの機能があること。
- ウ 消費税の適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス制度) に対応したレシートが発行できること。
- エ ロール紙等の交換補充が簡便で任意のタイミングで可能であること。
- オ オートカット機能を有すること。

#### (4) 自動釣銭機

- ア POS レジ端末と連動した自動釣銭機を備えていること。  
なお、令和 6 年 7 月から発行された新紙幣に対応していること。
- イ 自動釣銭機内の在庫を表示でき、釣銭管理が容易にできること。また、金種と枚数等を指定して払い出しができること。
- ウ 釣銭の取忘れ防止機能や支払額の確認機能など精算時のトラブル防止機能を有すること。
- エ 紙幣の挿入口は長手水平方式があることとする。

#### (5) アクセスポイント

設置及び設定内容や検証等についての詳細は、本市の担当者と十分に協議した上で設置及び設定等を行うこと。なお、外部との通信に必要なインターネットへの接続は、本市の用意する回線を使用すること。

## 7. 保守・運用サポート

- (1) 機器の操作方法等を問い合わせできるヘルプデスクを設置し、以下の業務時間中は対応できること。

対応日時：365日

対応時間：8時00分～22時00分

- (2) ソフトウェアのバージョンアップは保守の範疇とし、原則、無償対応できること。有償のバージョンアップがリリースされた際にはその導入等について事前に市と協議すること。また、バージョンアップの際には機器の運用に支障がないよう実施すること。

## 8. マニュアル・研修

- (1) 運用操作マニュアル・システム管理マニュアルを電子データで提供すること  
(2) 職員に対する操作研修は、マニュアルを用いて機器の導入時に行うこと。

研修は運用開始までに本市と協議の上、導入場所ごとに行うこと。

## 9. 指定納付受託業務

- (1) 受注者（共同事業体の場合は構成員のうち1者）は、地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務を行うこと。

ア キャッシュレス決済の立替払金については、原則毎月月末を締め日として集計し、翌月の末日までに本市が指定する口座に振り込むこと。なお、詳細な振込み回数、振込日等については協議の上で決定するものとし、月毎の回数や時期について、対応可能なスケジュールを提案すること。

イ 立替払金は、納入義務者が選択するクレジットカード等の支払い方法を問わず、一括で納付すること。

ウ 振り込みに当たっては、立替金の内訳書を作成し、代理納付日までに提供すること。なお、内訳書の項目及び提供方法については、本契約の締結後に本市と協議の上決定する。

エ 入金の際の振込手数料は、受託者が負担すること。

- (2) キャッシュレス決済に係る指定納付受託者の取扱手数料は、指定納付受託者が発行する毎月の請求書によって、キャッシュレス決済手段及び決済ブランドの種類を問わず、各月に支払うことを基本とする。なお、この請求書に1円未満の

端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 指定納付受託者が、収納金から事前に指定納付受託行為の取扱手数料を差し引きずに振り込むこと。
- (4) 対応可能なキャッシュレス決済サービスがわかる掲示物等を無償で提供すること。また、キャッシュレス決済サービスに変更があった場合も同様とする。

## 10. 支払方法

設置完了後、本市が実施する納品検査で適當と認められた後、受注者からの適法な請求に基づき受注者に支払う。

## 11. 納品物の帰属関係

本契約に基づく作成物のうち、受託者が従前から有している著作物は受託者に帰属し、本契約に基づき新たに作成された作成物は全て本市に帰属する。

## 12. 特記事項

- (1) 作業に係る経費  
機器設定等作業のための経費は全て本契約に含むこと。
- (2) 協議事項  
本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、双方の協議によって決定するものとする。

## 13. 守秘義務の遵守

- (1) 本POSアプリを提供する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (2) クレジットカード情報をはじめとした個人情報については、契約期間及び契約終了後を通じて保管及び管理に万全を期し、遅漏防止のために適切な措置を講じること。
- (3) 市が提供する一切のデータ、資料などを本POSアプリ提供以外の目的で使用し、複写紙、複製し、又は第三者に提供しないこと。

## 14. 法令等の遵守

本POSアプリの提供において、地方自治法その他関係する法令等を遵守しなければならない。契約期間中にこれら法令等に改正があった場合は、改選された内容に基づくものとする。

## 15. その他

### (1) 緊急時体制について

本POSアプリの提供者は、自己、災害などの緊急事態が発生した場合を想定し、POSアプリの利用に支障がきたすことがないように、十分な対応及び緊急時の体制を整備すること。また、本POSアプリの提供において、故意又は過失により何らかの事故や不適切な事務処理等が生じ、情報保全ができなかった又は保全できない可能性が生じた場合には、直ちに市の担当者に報告し、協議の上対応するものとする。なお、この場合に生じたい費用はすべてPOSアプリ提供者が負担する事とし、事実を明らかにした報告書を遅滞なく本市に提出すること。

### (2) 費用負担の範囲

システム構築、機器の搬入、設置、セットアップ、機器設置用部品及び付属品一式は本業務の委託料に含むものとする。ただし、本庁舎内ネットワークとの接続に必要なLAN配線に係る費用は含まないこととする。

### (3) 情報セキュリティの遵守

情報セキュリティの観点から、事業者はISO27001（ISMS）を取得していること（共同提案の場合は、いずれかの事業者が取得しているものとする。）。

以上